

平成 28 年度
狭山市行政評価
第三者評価結果

I 狭山市行政評価第三者評価概要

1 目的

市が実施する事務事業の評価について、第三者(市民)の視点から意見を求める制度を導入することにより、評価における客観性の確保と透明性を高め、もって効果的、効率的な事務事業を推進することを目的として実施しました。

2 実施日時・会場

- ・日時:2016年10月18日(火曜日)9時から15時05分
- ・場所:狭山市役所7階職員研修室

3 第三者評価者

狭山市行財政改革推進委員会

3 第三者評価の対象

市が評価を行った事務事業から、狭山市行財政改革推進委員会が選定した次の事業を対象に第三者評価を実施しました。

【条件】

評価項目の「今後の方向性」が5か年とも「現行どおり」であり、コスト削減や効率化の視点から、評価結果の妥当性を確認する必要がある事務事業

【対象事業】

事業名	所管課
広報さやま発行事業	広報課
環境学習推進事業	環境課
産業労働センター管理事業	商工業振興課
家庭教育支援事業	社会教育課
スポーツ振興事業	スポーツ振興課

4 狭山市行財政改革推進委員会の役割

市が実施した事務事業評価の内容について、第三者の市民としての視点から評価を行い、必要な提言を行いました。

5 評価の方法について

市が実施した事務事業評価(第一次評価、第二次評価)の内容や判定結果について、的確・妥当なものであるかどうかの観点から、以下の手順により評価を行いました。

- (1) 所管部・課による事業内容の概要、評価結果の理由、課題についての説明
- (2) あらかじめ設定した論点に沿って、内容の確認や、関連する質疑、意見等で議論を展開
- (3) 判定を行う
 - ①質疑、意見交換の結果を踏まえ、評価シートに対象事業の評価の妥当性について記入する
 - ア 「評価結果は妥当と考える(意見付)」
「評価結果は妥当と考えられない(意見付)」
「どちらともいえない(意見付)」 のいずれかを選ぶ
 - イ 判定した理由を記入する
 - ②委員が判定理由や意見等を発表
 - ③委員の意見等を総括し、対象事業の評価の妥当性を判定する
意見等について、後日公表する旨を宣言し、評価シートを回収後終了

※ 事務事業の上位に位置する施策を取り巻く要因(内在する要因及び外部要因)を表した資料を参考に、経営的視点からも判断する

6 評価結果の活用

第三者評価の結果は行財政改革推進会議に報告し、同会議は確認等を行なった後、事業所管課に検討を指示しました。事業所管課は次の事項について同会議へ報告しました。

- (1) 当該年度の下半期における事務事業の執行等への第三者評価の結果の活用について
- (2) 次年度の予算編成等への第三者評価の結果の反映について
同会議は事業所管課の報告を確認後、市の対応方針として公開しました。

II 第三者評価結果及び市の対応方針

事業名		広報さやま発行事業		
第一次評価	個別評価	必要性	有効性	効率性
	方向性（第一次）	非常に高い	高い	非常に高い
第二次評価	方向性（第二次）	現行どおり		
		<p>行政の広報紙は、たとえ市民から関心がない・読まない・必要ないという意見があったとしても、市長の施政に対する方針や考えをはじめ、行政の事業内容や進捗状況について継続的に説明し続けるためのものであることから、事業は現行どおり継続する。</p> <p>なお、市民の満足度をより一層高める工夫については、今後もさらに研究を継続されたい。</p>		
第三者評価	市の評価は、「妥当と考える」			
	<p>市長の考えや行政の情報を市民に伝達するための媒体や手段が多種多様にある中であっても、紙面による広報の意義は薄れておらず、その必要性についても一定の理解ができる。また、広報スキルを持った人材を養成しながら、魅力ある紙面づくりに取り組む等、さらに有効性を高めようとする努力もみられることから、市の評価は妥当である。</p>			
	今後改善を望む点			
<p>広告収入や協働によるまちづくりへの寄与等、新たな広報紙の活用についてさらなる検討をされたい。また、広報メディアとしての位置付けを再確認した上で、掲載内容の総点検による適正なページ数の見極め等、効率化やコストダウンを図る取組みについても検討されたい。</p>				

第三者評価結果に対する市の対応方針(広報課)	
<p>限られた紙面を効果的に活用し、協働のまちづくりに資する「伝わる広報」となるよう、市民ニーズや市の重点事業などに即した特集テーマの選択、分かりやすい文章表現、見やすいレイアウトなど、さらなる広報さやまのブラッシュアップに努めるとともに、公式ホームページやモバイルサイト、フェイスブック、ツイッターなど様々な情報媒体とクロスした戦略的な情報発信を行ってまいります。</p> <p>また、広報経費の縮減に向けて、紙媒体として必要な情報という視点で掲載コーナーの見直しを行うとともに、財源確保に向けては、有料広告掲載者の新規開拓に努めてまいります。</p>	

事業名	環境学習推進事業
-----	----------

第一次評価	個別評価	必要性	有効性	効率性
		高い	高い	高い
	方向性 (第一次)	現行どおり		
第二次評価	方向性 (第二次)	現行どおり		
		<p>市民意識調査では、「環境をよくするよりも、生活の便利さを選ぶ」という人の割合が増えつつあり、特に小学生でその傾向が顕著に表れている。また、環境問題が、過去の「公害」のような目に見えるものから、近年の「温室効果ガス」のように目に見えにくく、また市民一人ひとりが被害者であり加害者でもあるようなものになりつつある。このことから、環境への理解や意識の向上を図るため、環境教育の必要性は今後ますます高まっていくことが見込まれることから、事業は現行どおり継続する。</p>		
第三者評価	市の評価は、「妥当と考える」			
	<p>狭山市が現有している恵まれた自然や環境に気付くきっかけとなる事業を実施しており、環境への理解や意識の向上を高める目的から見た必要性や有効性については一定の理解はできる。また、学校や家庭、自治会とともに取り組みながら、NPOの育成を図り、活躍の場を提供する等、協働のまちづくりにも寄与していることから、市の評価は概ね妥当である。</p>			
	今後改善を望む点			
<p>環境学習のきっかけとなる体験事業等においては、振り返りやフォローアップを行い、効果の検証をすることについて検討されたい。また、複数の実施主体がそれぞれ事業を行っていることについては、事業の目的やビジョンを明らかにした上で、統合、廃止等の整理をされたい。</p>				

第三者評価結果に対する市の対応方針(環境課)
<p>環境学習のきっかけとなる体験事業等につきましては、現在でも事業に対する発表会やアンケートを行っています。</p> <p>また、環境学習事業の実施については、社会教育、学校教育を所管する部署において引き続き実施していきますが、環境基本計画に定める基本理念の達成に向けた事業を実施するため、関係部署と連携を図ってまいります。</p>

事業名	産業労働センター管理事業
-----	---------------------

第一次評価	個別評価	必要性	有効性	効率性
		高い	非常に高い	高い
	方向性（第一次）	現行どおり		
第二次評価	方向性（第二次）	現行どおり		
		<p>地域経済の活性化と求職者、勤労者、経営者に対する各種サービスの向上を目的として、企業間連携や異業種交流の促進、就労支援等を実施するために設置した多機能施設の管理事業であり、事業は現行どおり継続する。なお、目的の効果を最大化するため、管理手法に指定管理者制度を導入していることから、より一層の成果を期待したい。</p> <p>また、市内にある類似機能施設との関連や関係性についても検討されたい。</p>		
第三者評価	市の評価は、「妥当と考える」			
	<p>異業種交流や就労支援に対するニーズの高まりに鑑み、地域経済の活性化のための多機能施設を指定管理者により管理運営することは適切と考えられることから、市の評価は概ね妥当である。</p>			
	今後改善を望む点			
	<p>当該施設は、県内外にも誇れる機能を有した施設であることから、地域経済活性化の拠点として、更なる機能の特化や特色を活かした事業展開、情報発信が必要であると考える。</p> <p>さらに、立地条件にも恵まれていることから、観光分野についても拡充を図り、広く市内外の利用者を増加させるよう工夫されたい。</p>			

第三者評価結果に対する市の対応方針(商工業振興課)
<p>地域経済の活性化に向けて、産業・観光振興事業や経営者支援事業、就労支援事業を実施しておりますが、更なる工夫を指定管理者である商工会議所や観光協会などと連携しながら図ってまいります。特に、利用者の増加に向けては、立地条件を活かして観光分野の拡充に取り組んでまいります。</p>

事業名	家庭教育支援事業
-----	-----------------

第一次評価	個別評価	必要性 非常に高い	有効性 非常に高い	効率性 高い
	方向性（第一次）	現行どおり		
第二次評価	方向性（第二次）	現行どおり		
		<p>社会教育指導員の関わりとともに特にPTAがその中心的役割を果たし企画運営しており、地域における親等の交流を深め、家庭と地域の学習の機会を提供することは、毎年対象者が変わることから継続していくことに意義がある。また、法や計画に位置づけられており、必要性、有効性も高いことから、今後さらに内容の充実を図りながら、事業は現行どおり継続する。</p>		
第三者評価	市の評価は、「どちらともいえない」			
	<p>育みに効率性を持ち込むのは相容れないと考えるが、実施状況をみると事業が教育の向上に繋がっているかは不透明であり、精査をすることが必要である。よって「現行どおり」とした市の評価をそのまま認めることはできない。</p>			
	今後改善を望む点			
<p>事業の内容、回数、開催する時間帯、運営体制についてPTAとよく協議し、時代とともに変わってきている子育てと根底にある変わらない子育ての大切さを軸に、多数の保護者が参加できるように工夫されたい。また、本来の事業目的と活動内容に一部乖離が見受けられることから、PTAに事業を全て任せるのではなく、教育委員会が主体性を持って課題を設定し、効果を検証する手法を検討されたい。</p>				

第三者評価結果に対する市の対応方針(社会教育課)
<p>現在、新年度における家庭教育支援事業のあり方について検討を進めております。内容、回数等指示事項を踏まえ、PTAをはじめ関係者と協議してまいります。</p>

事業名	スポーツ振興事業
-----	-----------------

第一次評価	個別評価	必要性	有効性	効率性
		高い	高い	普通
	方向性（第一次）	現行どおり		
第二次評価	方向性（第二次）	現行どおり		
		<p>市民がスポーツに親しめる機会を提供することは、市民の健康増進や生きがいづくり、地域コミュニティ醸成等のためのきっかけづくりとして必要であることから、事業は現行どおり継続する。</p> <p>なお、スポーツ教室やイベントの内容については、ニーズの把握や、より効果的、効率的な実施方法の検討により、さらなる充実を図りたい。</p>		
第三者評価	市の評価は、「妥当と考える」			
	<p>健康志向やオリンピック競技をはじめとする競技スポーツ全般への関心の高まりの中で、幅広い世代の市民がスポーツに親しむことができる機会を安価で提供できる等、事業の意義は認められることから、市の評価は概ね妥当である。</p>			
	今後改善を望む点			
	<p>事業の目的や事業展開のビジョンを明確にした上で、行政でなければできない取組みに重点を置くことについて検討しながら、他のスポーツ事業や健康推進事業との連携や統合、廃止について精査されたい。</p> <p>また、連携協定を結んでいる大学やプロスポーツ団体、企業のトップアスリートの活用についても検討し、アスリートを目指す子ども達が夢を持てるようなスポーツ振興及び健康寿命を延ばす基礎体力づくり等の対象を絞った事業展開についても工夫されたい。</p>			

第三者評価結果に対する市の対応方針(スポーツ振興課)
<p>スポーツ振興事業は、「スポーツ推進計画」に掲げる基本理念に基づき、市民の健康、体力の維持増進等を目指して、庁内関係課や関係機関等と連携して事業等を実施してきましたので、引き続き、事業の成果や効果を見極めながら取り組んでまいります。また、平成27年3月には「埼玉西武ライオンズ包括連携協定」を結び、平成28年7月には日本体育大学と「体育・スポーツ振興に関する協定」を締結しましたので、この協定を活かして、スポーツを通じた市民の健康づくりや体力づくり等に取り組んでまいります。</p>